

石狩市犯罪被害者等支援 見舞金支給制度に関する Q&A（令和 8 年 9 月 1 日現在）

Q. 対象となる「犯罪行為」とは具体的にどのようなものですか？

A. 刑法等に規定する犯罪で、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、傷害、不同意性交等、及び監護者性交等が想定されます。

Q. 交通事故による被害は、見舞金の対象となりますか？

A. 本見舞金制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は支給の対象となりませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。

Q. 犯罪行為の事実はどうのようにして確認するのですか？

A. 申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察署等に犯罪行為の認知（被害届の提出有無）に関する照会を行い、確認します。

Q. 被害者が石狩市内に住所を有していない場合、申請できますか？

A. 遺族見舞金については、遺族が犯罪発生時に石狩市内に住所を有していれば、被害者が市内に住所を有していなくても対象となります。重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金については、被害者が市内に住所を有していることが要件となります。

Q. 複数の第 1 順位遺族がいる場合、どうなりますか？

A. 第 1 順位の遺族が複数いる場合は、そのうちのお一人を代表者として選任していただき、代表者が申請・受領を行います。この場合、市からの見舞金の支給は、第 1 順位遺族全員に対してなされたものとみなされます。

Q. 重傷病見舞金と性犯罪被害見舞金の両方に申請できますか？

A. 併給は出来ません。どちらかの申請になります。

Q. 他の自治体から見舞金を受け取っています。石狩市から見舞金を受け取れますか？

A. 他の地方公共団体から同種の見舞金を受け取っている場合、石狩市の見舞金額から既に受け取った額を控除した額が支給されます。

Q. 重傷病見舞金の支給を受けた被害者が、当該犯罪行為を原因として死亡した場合、遺族見舞金は支給されますか？

A. 既に支給された重傷病見舞金の額を減じた額が遺族見舞金として支給されます。

Q. 代理での申請は可能ですか。

A. 申請者となる犯罪被害者が年少者である場合や、重傷病を負い意識不明の状態である場合など、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。事前に市にご相談ください。なお、見舞金の支給先（振込先口座の名義）は原則として申請者本人のものに限られます。

Q. 申請期限を過ぎてしまいました。申請できますか？

A. 原則として、犯罪被害の発生を知った日から 2 年以内、または犯罪被害が発生した日から 7 年以内に申請が必要です。やむを得ない理由がある場合は、市にご相談ください。

Q. やむを得ない理由で住民登録せず石狩市に居住していた場合は申請できますか？

A. 配偶者からの暴力（DV）を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに居住していた場合は、石狩市に居住していたことを客観的に確認できる書類を提出いただくことで、見舞金の支給を受けられる場合がありますので、市にご相談ください。